

都市計画押花地区計画を次のように決定する。

名 称			押花地区計画		
位 置			西春日井郡西枇杷島町押花町の一部		
面 積			約 2.8ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		<p>本区域は町のほぼ中心部に位置し、都市計画道路3.3.25枇杷島小田井線と名鉄犬山線に挟まれた区域で、区域の大半を企業社宅用地が占め、地区の東側に住商混在型の商店街が形成されている。</p> <p>当地区は、町総合計画による町の核形成区域につながる地区であり、中心市街地にふさわしいにぎわいのある複合都市空間の形成を図ることを目的とする。</p>		
	土地利用の方針		<p>町の中心市街地としてにぎわいのある複合的な土地利用を推進するため、地区の特性に応じて2地区に細区分し建築物等の規制・誘導を図り、良好な市街地空間の形成を図る。</p> <p>A地区：周辺の住宅地との調和を考慮しつつ、にぎわいのある都市空間を形成するため、居住機能に加え商業・業務機能の適切な導入にも配慮した土地利用とする。</p> <p>B地区：地区内住居の環境を保護しつつ、下小田井駅前商店街の一翼をになう地区として、商業と住宅の調和する区域とする。</p>		
	建築物等の整備の方針		<p>建築物は、地区周辺の住環境等にも配慮し、住宅・商業・業務を適正に配置しつつ、風俗営業、娯楽施設、その他これらに類する建築物の用途制限、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限などを行う。</p>		
地区整備計画	建築物等の区分	区分の名称	A 地 区		B 地 区
		区分の面積	約 2.1ha		約 0.7ha
	建築物等の用途制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の</p>		<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので、作業場の</p>	

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途制限	<p>床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）を除く。）</p> <p>2 ポーリング場、スケート場、水泳場（屋内水泳場を除く。）、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場</p> <p>3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>4 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>5 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>6 ホテル又は旅館</p> <p>7 自動車教習所</p> <p>8 一戸建住宅・長屋建住宅（兼用住宅を含む。）</p> <p>9 畜舎</p> <p>10 倉庫（ただし、建築物に付属する自家用倉庫、その他これらに類するもので、床面積の合計が、同一敷地内にある建築物（倉庫その他これらに類する用途に供する部分を除く。）の延べ面積の2分の1以内であるものを除く。）</p>	<p>床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）を除く。）</p> <p>2 ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場</p> <p>3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>4 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>5 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>6 ホテル又は旅館</p> <p>7 自動車教習所</p> <p>8 畜舎</p> <p>9 倉庫（ただし、建築物に付属する自家用倉庫、その他これらに類するもので、床面積の合計が、同一敷地内にある建築物（倉庫その他これらに類する用途に供する部分を除く。）の延べ面積の2分の1以内であるものを除く。）</p>
		建築物の敷地面積の最低限度	600平方メートル	_____
		壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）又は建築物に付属する高さ2メートル	_____

地区整備計画	建築物等に 関する 事項	<p>を超える門若しくはへいから、県道給父西枇杷島線、町道花咲押花128号線及び町道古城押花91号線の道路境界及び都市計画道路西枇杷島味鏡線の計画区域までの水平距離は2メートル以上とし、その他の道路までの水平距離は1メートル以上とする。また、外壁等から隣地境界までの水平距離は、1メートル以上とする。</p>	
	かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面するかき又はさくは、生垣あるいは透視性のあるフェンス・鉄さく等とし、ブロック塀等これに類するものは設置してはならない。</p> <p>ただし、フェンス等の基礎等でブロック等これに類するものの高さが0.6メートル以下のもの又は、門柱にあつてはこの限りではない。</p>	

「区域及び地区の区分は、計画図表示のとおりとする。」

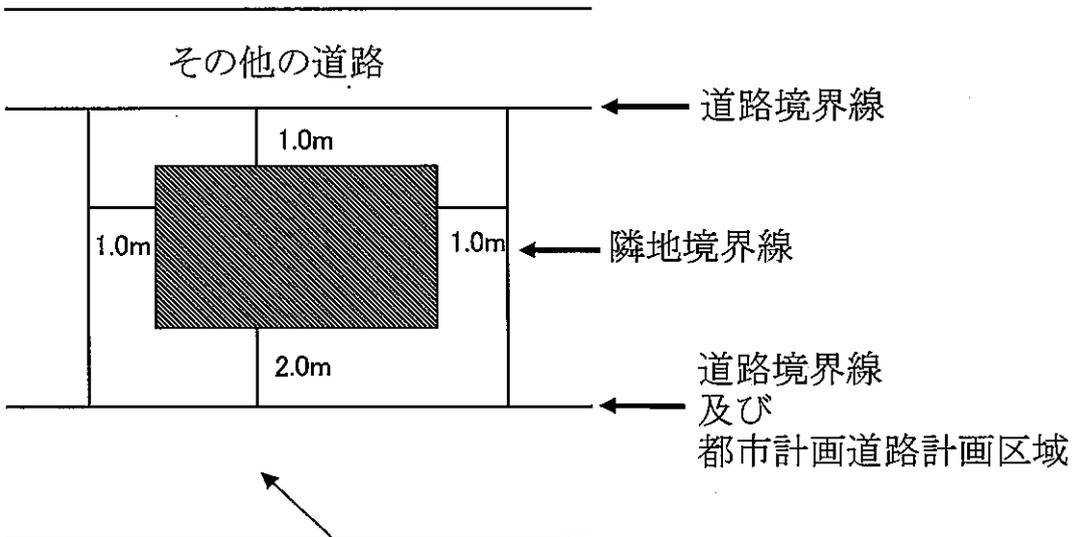
押花地区計画区域図



A地区のみ

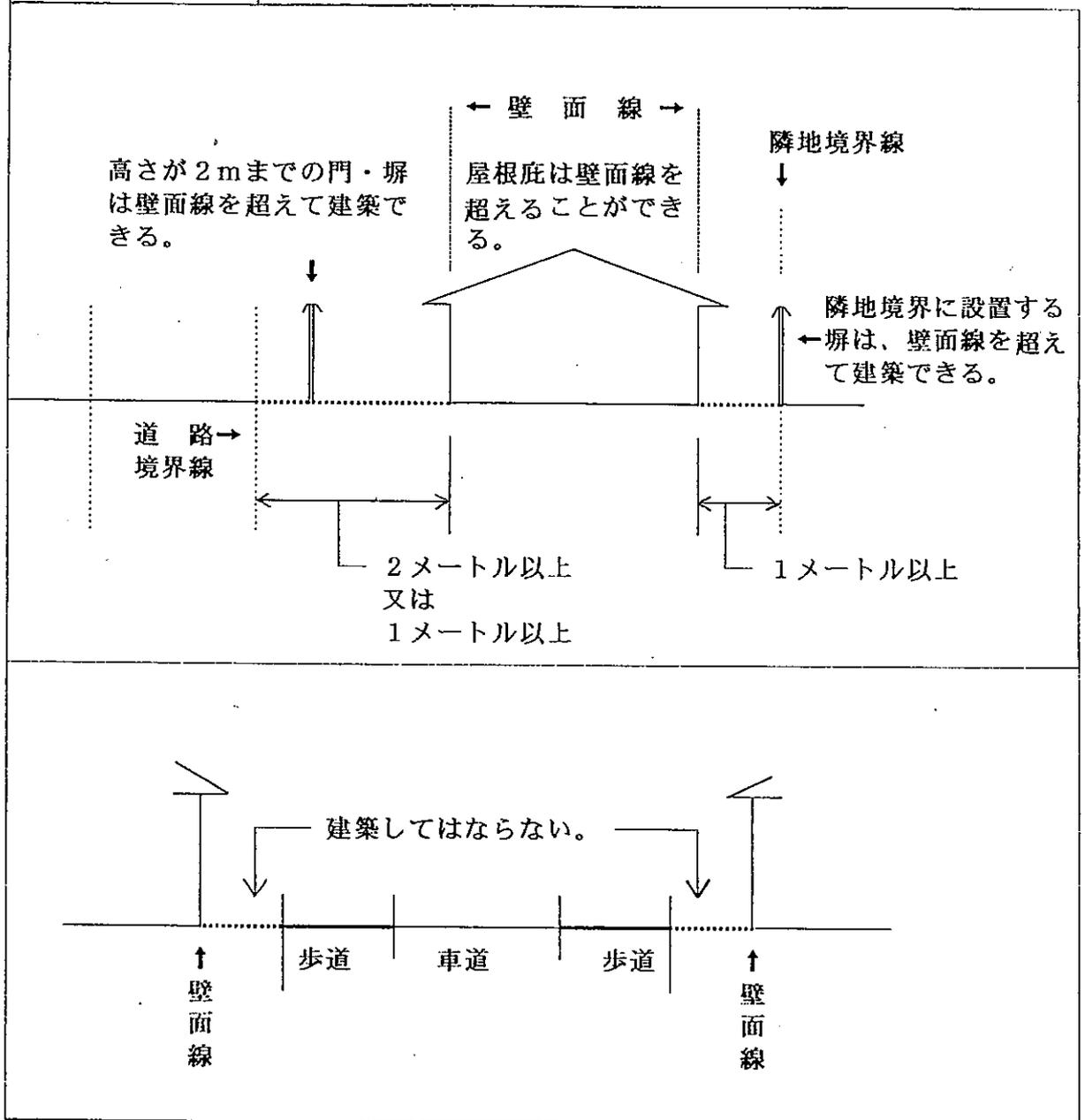
建築物の壁面の位置の制限

建築物の外壁若しくはこれに代わる柱(以下「外壁線」という。)又は建築物に付属する高さ2メートルを超える門若しくはへいから、県道給父西枇杷島線、市道花咲押花線及び市道古城押花線の道路境界及び都市計画道路西枇杷島味鏡線の計画区域までの水平距離は2メートル以上とし、その他の道路境界までの水平距離は1メートル以上とする。
また、外壁線から隣地境界までの水平距離は1メートル以上とする。



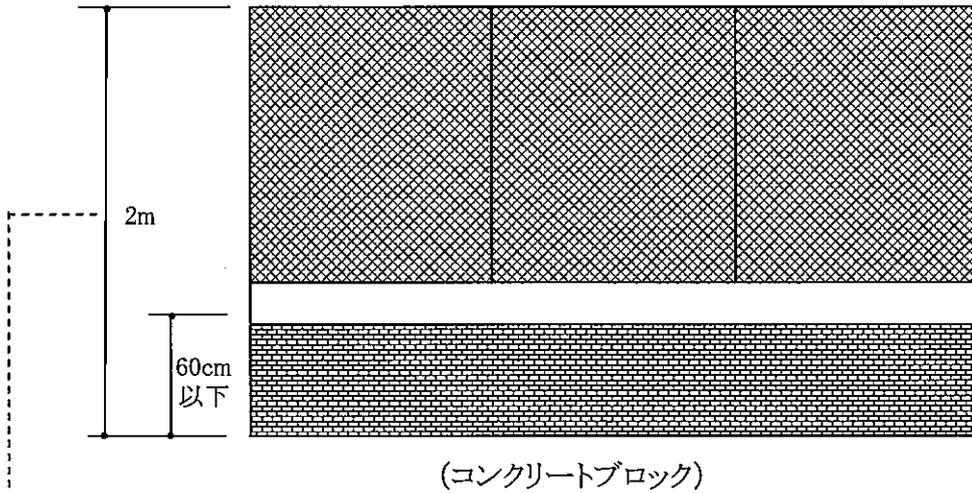
- 県道 給父西枇杷島線
- 市道 花咲押花線
- 市道 古城押花線
- 都市計画道路 西枇杷島味鏡線

壁面線の図

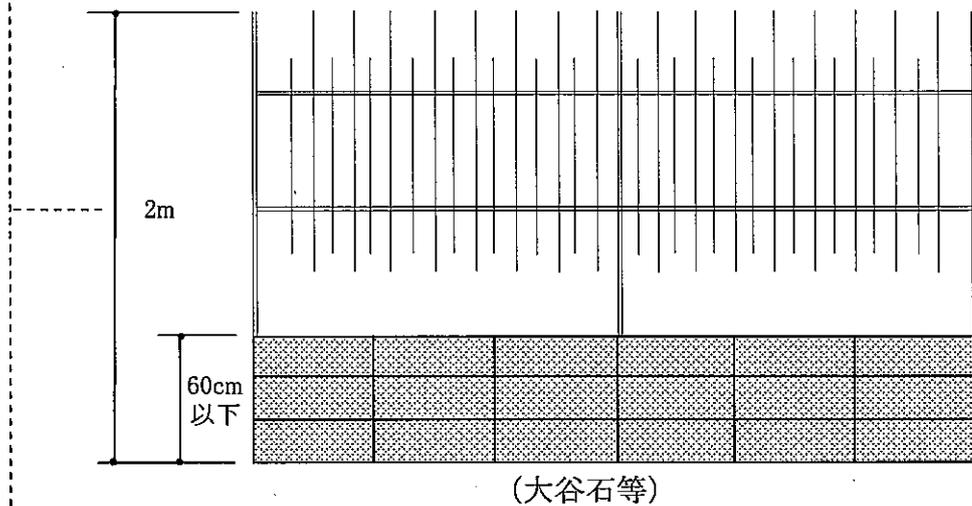


かき又はさくの構造の制限	道路に面するかき又はさくは、生垣あるいは透視性のあるフェンス・鉄さく等とし、ブロック塀等これに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが0.6メートル以下のもの又は、門柱にあってはこの限りでない。
--------------	---

(例: ネットフェンス)



(例: パイプフェンス)

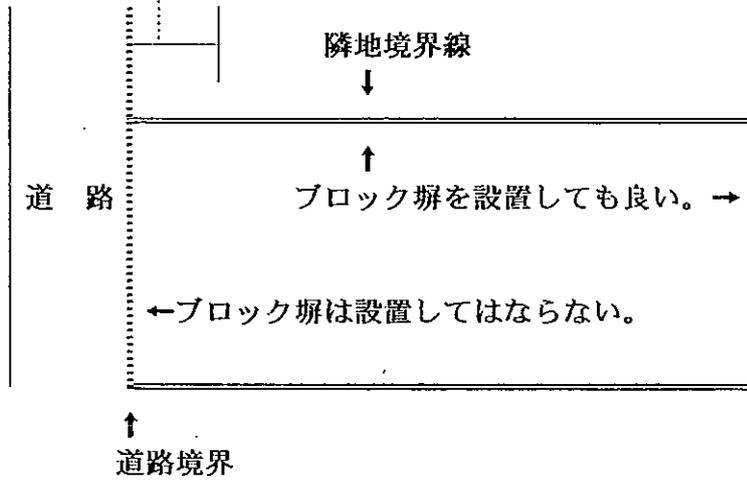


A地区においては、この高さが2mを超えると県道給父西枇杷島線、市道花咲押花線、市道古城押花線の道路境界及び都市計画道路西枇杷島味鈍線の計画区域から2m以上離さなければならない。また、その他の道路から1m以上離さなければならない。

※隣地境界線の部分については、ブロック塀でも良い。

A地区の場合

高さが2mを超える門若しくは塀は道路の種類によって1m又は2m以上離す。



B地区の場合

